

# 記者会見資料

令和元年9月2日（月）

午後2時 特別会議室

## 【開 会】

令和元年第3回天理市議会定例会を9月3日に招集する。

会期は、9月3日から9月24日までの22日間

## 【日 程】

別添のとおり

## 【提出案件】

- 議 案 12件
  - ・ 補正予算 2件
  - ・ 条例の制定、改廃等 7件
  - ・ その他 3件
  
- 認定案 8件
  - ・ 平成30年度決算認定 8件
  
- 報 告 1件
  - ・ 平成30年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び  
資金不足比率の報告 1件

令和元年 8月15日

関係者 各位

総務部長

令和元年第3回天理市議会定例会の日程及び開会時刻について（通知）

本会議及び各委員会の開会時刻について、下記のとおり議会事務局から連絡がありましたので通知します。

記

8月27日(火)	招集告示日	9時30分	10時	13時	
		議運協議会	議 運	各常任委員会議案説明会	
9月3日(火)	招集	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議
9月5日(木)	再開	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議
		13時			
		決算特別委員会議案説明会			
6日(金)	文教厚生委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
9日(月)	経済産業委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
10日(火)	総務財政委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
11日(水)	決算特別委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
12日(木)	決算特別委員会	9時	9時30分		
		協議会	委員会		
17日(火)	再開・一般質問	9時	9時30分	10時	
		議 運	全体協議会	本会議	
18日(水)	再開・一般質問	※必要に応じて、議運、全体協議会を開催する		10時	
				本会議	
20日(金)	再開	9時	9時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議

会期は、9月24日(火)までの22日間

※ 各部長は、関係協議会の開会時刻に6階ロビーで待機されるようお願いいたします。

※ 本会議は、「夏のエコスタイル・キャンペーン」期間中であることから、ノー上着とノーネクタイで出席していただきますようお願いいたします。

※ 議案説明会の開催場所について、文教厚生委員会は7階特別会議室、経済産業委員会は6階委員会室、総務財政委員会は6階協議会室、決算特別委員会は6階委員会室で開催します。

※ 一般質問通告の締切りは、9月4日(水)の正午まで（質問に対する市所管部説明は9月5日(木)の17時まで）です。

## 令和元年第3回天理市議会定例会提出案件

### ◎ 予算案

- 議案第45号 令和元年度天理市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第46号 令和元年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）

### ◎ 条例案

- 議案第47号 天理市印鑑条例の一部改正について
- 議案第48号 職員の分限に関する条例等の一部改正について
- 議案第49号 天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第50号 天理市立こども園条例の一部改正について
- 議案第51号 天理市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について
- 議案第52号 天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部改正について
- 議案第53号 天理市水道事業給水条例の一部改正について

### ◎ その他

- 議案第54号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第55号 二階堂小学校雨水貯留槽設置工事請負契約について
- 議案第56号 権利の放棄について

### ◎ 認定案

- 認定案第1号 平成30年度天理市一般会計決算認定について
- 認定案第2号 平成30年度天理市国民健康保険特別会計決算認定について
- 認定案第3号 平成30年度天理市介護保険特別会計決算認定について
- 認定案第4号 平成30年度天理市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定案第5号 平成30年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計決算認定について
- 認定案第6号 平成30年度天理市土地区画整理事業特別会計決算認定について
- 認定案第7号 平成30年度天理市水道事業会計決算認定について
- 認定案第8号 平成30年度天理市下水道事業会計決算認定について

### ◎ 報告

- 報告第7号 平成30年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

# 補正予算案の内容

## 議案第45号

### 令和元年度天理市一般会計補正予算（第3号）について

#### （1）歳入歳出予算の補正

歳入歳出それぞれに**82,049千円**を追加し、歳入歳出の総額を**24,483,478千円**とする。

#### （歳出の主な内容）

- |   |                  |
|---|------------------|
| <b>1 給与費の補正（19頁～45頁）</b>                | <b>△47,964千円</b> |
| ○人事異動、育児休業等に伴う調整                        |                  |
| <b>2 財産区財産整備事業（20頁）</b>                 | <b>5,076千円</b>   |
| ○地元公共事業に対する補助金<br>（地元公共事業積立基金より同額の収入あり） |                  |
| ・中町防犯カメラ設置及び防災用備品購入事業                   |                  |
| ・三昧田町倉庫新設事業                             |                  |
| <b>新3 マイナンバーカードを活用した消費活性化事業（21頁）</b>    | <b>946千円</b>     |
| ○プレミアムポイント対応（マイキーID設定支援）（国10/10）        |                  |
| ・専用ブース設置経費及び広報費                         |                  |
| <b>4 介護保険特別会計への繰出金（23頁）</b>             | <b>13,313千円</b>  |
| ○介護保険料軽減負担分（国1/2、県1/4）及び事務手数料分          |                  |
| <b>新5 障害児通所支援事業（25頁）</b>                | <b>500千円</b>     |
| ○障害児通所給付費の返還請求に係る裁判所への申し立て費用            |                  |
| <b>6 生活保護総務事業（27頁）</b>                  | <b>638千円</b>     |
| ○生活保護法改正に伴う電算システム改修委託（国1/2）             |                  |
| <b>新7 ごみ減量化・資源リサイクル事業（29頁）</b>          | <b>4,013千円</b>   |
| ○草木等堆肥化業務委託                             |                  |

<b>8 諸土地改良事業 (32 頁)</b>	<b>61,000 千円</b>
○ため池防災対策調査計画事業 (県 10/10)	
・ため池耐震性調査委託 (2ヶ所)	
・ハザードマップ作成委託 (52ヶ所)	
<b>9 農村基盤総合整備事業 (32 頁)</b>	<b>200 千円</b>
○多面的機能支払推進事業に伴う事務経費 (県 10/10)	
<b>新 10 市営住宅維持管理事業 (39 頁)</b>	<b>1,000 千円</b>
○弁護士委託料 (建物明け渡し、未払住宅使用料請求訴訟)	
<b>11 非常備消防事業 (40 頁)</b>	<b>137 千円</b>
○消防団員安全装備品の購入 (雨衣 11 着)	
(消防団員等公務災害補償等共済基金からの補助 10/10)	
<b>新 12 小学校施設整備事業 (42 頁)</b>	<b>22,000 千円</b>
○小学校トイレ洋式化等改修事業	
・丹波市小学校ほか 6 校改修工事に伴う設計業務委託	
<b>新 13 福住小学校整備事業 (42 頁)</b>	<b>12,078 千円</b>
○小中一貫校化への改修工事 (トイレ改修含む) に伴う設計業務委託	
<b>新 14 中学校施設整備事業 (43 頁)</b>	<b>9,112 千円</b>
○中学校トイレ洋式化改修事業	
・西中学校改修工事に伴う設計業務委託	
○福住中学校敷地境界確定業務委託	

(歳入の主な内容)

<b>1 地方特例交付金 (9 頁)</b>	<b>△2,166 千円</b>
<b>2 地方交付税 (10 頁)</b>	<b>76,987 千円</b>
<b>3 国庫支出金 (11~12 頁)</b>	<b>10,561 千円</b>
<b>4 県支出金 (13~14 頁)</b>	<b>65,741 千円</b>
<b>5 繰入金 (15~16 頁)</b>	<b>△110,891 千円</b>
<b>6 諸収入 (17 頁)</b>	<b>137 千円</b>
<b>7 市債 (18 頁)</b>	<b>41,680 千円</b>

## **(2) 債務負担行為の補正 (6頁)**

二階堂地区における浸水対策事業として、二階堂小学校グラウンドに雨水貯留槽を2カ年で設置するための債務負担行為を設定していたが、詳細設計において事業費が縮減されたことにより、単年度の補助事業として措置できることになったため、債務負担行為を廃止する。

## **(3) 繰越明許費の補正 (7頁)**

上記のとおり、二階堂浸水対策事業が単年度の補助事業として措置できるようになったが、工事規模に関わる事業内容は当初のままであり、年度内の完了が見込まれないため繰越明許費を設定する。

## **議案第46号**

### **令和元年度天理市介護保険特別会計補正予算(第2号)について**

歳入歳出それぞれに**121,144千円**を追加し、歳入歳出の総額を**5,601,963千円**とする。

歳出については、平成30年度介護給付費負担金等の確定による精算返納金と一般会計への繰出金、介護保険給付費準備基金への積立金の補正を行い、歳入については、介護保険料軽減対象者の見込人数及び軽減額の修正に伴う介護保険料の減額、介護給付費交付金確定による追加交付及び繰越金の確定等の補正を行う。

## 条例案等の内容

### ◎ 条例案

#### **議案第47号 天理市印鑑条例の一部改正について**

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、住民票に旧氏の記載を求めることができることとされたことから、印鑑登録にも旧氏が用いられるようになるため、印鑑登録の手続等の規定について、所要の改正をしようとするもの。

#### **議案第48号 職員の分限に関する条例等の一部改正について**

成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項その他の措置の適正化等を図ることを目指し、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、関係法律が改正されたことに伴い、欠格事項の削除及び法律の引用箇所の改正等を行うため、関係条例を改正しようとするもの。

#### **議案第49号 天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、文言に係る整理を行うとともに、副食費の取扱い及び連携施設の確保義務の緩和等について、所要の改正をしようとするもの。

#### **議案第50号 天理市立こども園条例の一部改正について**

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、文言に係る整理を行うため、所要の改正をしようとするもの。

#### **議案第51号 天理市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について**

生産緑地法の一部改正により、条例で生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めることが可能となったことから、本条例を制定するもの。

#### **議案第52号 天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部改正について**

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育料（利用者負担額）が零とされたため、所要の改正をしようとするもの。

#### **議案第53号 天理市水道事業給水条例の一部改正について**

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者に係る5年毎の指定更新制が導入されるため、指定更新手数料の徴収及びその額に係る規定を追加する

とともに、新規指定手数料を更新手数料と同額とするための所要の改正をしようとするもの。

## ◎ その他

### **議案第54号 和解及び損害賠償の額を定めることについて**

天理市守目堂町17番地9先の国道25号線上で発生した車両接触による人身事故に関して、本市と相手方の間で損害賠償額1,090,110円で和解することについて、議会の議決を求めるもの。

### **議案第55号 二階堂小学校雨水貯留槽設置工事請負契約について**

二階堂小学校雨水貯留槽設置工事を施工するため、去る6月27日一般競争入札に付した結果、天理市富堂町33番地1 日誠建設・桐山工務店特定建設工事共同企業体 共同企業体代表者 日誠建設株式会社 代表取締役 中尾 勇人（なかお はやと）が落札したので、請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの。

### **議案第56号 権利の放棄について**

平成14年9月の最高裁判所の判決により確定した損害賠償請求権について、債務者の内1名が死亡し、その相続人全員が相続を放棄したことにより、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申立て、当該相続財産管理人による相手方の財産の清算が完了したことから、今後いかなる手続によっても債権回収を図る余地がなく、同請求権を放棄しようとすることにつき、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるもの。



## 会計別決算総括表

各会計の形式収支、実質収支、単年度収支の状況は、次のとおりとなっております。

### 平成30年度決算

(単位：円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 A-B (C)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 C-D (E)	単年度収支 (F)	翌年度歳入 繰上充用金 (G)
一般会計	26,100,525,211	24,909,882,103	1,190,643,108	191,279,000	999,364,108	△ 101,576,166	0
国民健康保険 特別会計	6,129,293,877	5,909,136,035	220,157,842	0	220,157,842	51,289,189	0
介護保険特別会計	5,455,238,686	5,345,860,284	109,378,402	0	109,378,402	47,653,999	0
後期高齢者医療 特別会計	753,982,223	747,937,889	6,044,334	0	6,044,334	△ 692,410	0
住宅新築資金等 貸付金特別会計	11,218,338	5,552,536	5,665,802	0	5,665,802	5,456,527	0
土地区画整理事業 特別会計	296,422,914	250,455,458	45,967,456	27,220,000	18,747,456	4,975,434	0
合計	38,746,681,249	37,168,824,305	1,577,856,944	218,499,000	1,359,357,944	7,106,573	0

※ (D) : 翌年度へ繰り越すべき財源＝平成30年度の歳入のうち、翌年度へ繰越して使用する財源

(F) : 単年度収支＝平成30年度実質収支－平成29年度実質収支

(G) : 翌年度繰上充用金＝歳入が歳出に不足するため、令和元年度の歳入を繰り上げて平成30年度の歳入に充てたもの

### (参考) 平成29年度決算

(単位：円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 A-B (C)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 C-D (E)	単年度収支 (F)	翌年度歳入 繰上充用金 (G)
一般会計	26,330,817,502	25,038,528,228	1,292,289,274	191,349,000	1,100,940,274	304,693,784	0
国民健康保険 特別会計	7,544,844,032	7,375,975,379	168,868,653	0	168,868,653	△ 18,413,147	0
介護保険特別会計	5,166,857,786	5,105,133,383	61,724,403	0	61,724,403	△ 1,964,163	0
後期高齢者医療 特別会計	704,071,948	697,335,204	6,736,744	0	6,736,744	4,758,541	0
住宅新築資金等 貸付金特別会計	16,379,627	16,170,352	209,275	0	209,275	△ 8,410,836	0
土地区画整理事業 特別会計	385,925,609	291,489,587	94,436,022	80,664,000	13,772,022	△ 10,871,872	0
合計	40,148,896,504	38,524,632,133	1,624,264,371	272,013,000	1,352,251,371	269,792,307	0

## 平成30年度決算・財政健全化判断比率（4指標）の推移と増減理由

### ● 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

平成28年度	平成29年度	平成30年度
△5.80%	△7.64%	△7.12%

※H30 早期健全化基準 12.83%、財政再生基準 20.00%

【下降】一般会計の黒字額が減少（82,694千円）したため。

### ● 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

○連結対象会計は、一般会計、住宅特会、区画特会、国保特会、介護特会、後期高齢特会、水道事業、下水道事業

平成28年度	平成29年度	平成30年度
△30.74%	△33.30%	△32.92%

※H30 早期健全化基準 17.83%、財政再生基準 30.00%

【下降】介護保険特別会計、下水道事業会計の黒字額が増加（介護保険特別会計 47,654千円、下水道事業会計 147,737千円）したものの、一般会計、水道事業会計の黒字額が減少（一般会計 82,694千円、水道事業 218,824千円）したため。

### ● 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの【3年平均の数値】

平成28年度	平成29年度	平成30年度
10.0%	10.3%	10.5%

※H30 早期健全化基準 25.0%、財政再生基準 35.0%

【下降】一部事務組合（奈良県広域消防組合）の起こした地方債に充てたと認められる負担金の額が増加したこと、普通交付税における事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が減少したため。

### ● 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

平成28年度	平成29年度	平成30年度
82.9%	81.5%	78.8%

※H30 早期健全化基準 350.0%

【改善】地方債残高が減少したこと、公営企業に係る公債費繰出が減少したため。